

令和元年度第2回受動喫煙対策部会

日 時 令和元年9月6日(火) 18:30～20:30

会 場 WEST19 2階 大会議室

次 第

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 改正健康増進法における飲食店での受動喫煙対策資料の提供について
- (2) 所属団体における現在の受動喫煙対策について
- (3) さっぽろ受動喫煙防止宣言素案について
- (4) 宣言に基づく取組について (グループ討議含む)

3. そ の 他

4. 閉 会

1. 開会あいさつ

○事務局（齊藤） それでは、ただいまから第2回受動喫煙対策部会を開会させていただきます。

部会長による議事進行までの間、部会の進行を務めさせていただきます、成人保健・歯科保健担当課長、齊藤でございます。よろしくお願いいたします。

本日の委員の出席状況ですが、お手元の委員名簿でございますとおり全15名のうち、御出席いただいている委員が12名、御欠席の委員が3名でございます。札幌市の健康づくり推進協議会規則第3条第3項の会議開催の要件である委員の過半数以上の出席がございますので、有効に成立していることを御報告いたします。

会議終了は、おおむね20時半ごろを予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、会議内容は、市民へ公開することを原則としておりますので、会議終了後には議事録を作成の上、札幌市のホームページ上で公表したいと考えております。

なお、例外といたしまして、本日は別室で行うグループ討議につきましては非公開とし、録音についても行いません。

（配布資料の確認）

それでは、これからの進行は、玉腰部会長にお願いをいたします。

○玉腰部会長 それでは、よろしくお願いいたします。

今日は、それぞれに分かれての討議も予定されていますけれども、まず全体でお話できればと思います。

2. 議 題

○玉腰部会長 それでは、事務局から議題の（1）改正健康増進法における飲食店での受動喫煙対策資料の提供について、よろしくお願いいたします。

○事務局（齊藤） 前回の部会で、改正健康増進法における飲食店での受動喫煙対策につきまして、島口委員から喫煙目的施設の要件等についての資料提供依頼と部会長から委員の皆様にはわかりやすい資料の作成について御依頼をいただいておりますので参考資料1として提供させていただきます。

こちらは、飲食店を含む第二種施設と喫煙目的施設についての資料です。どのような受動喫煙対策が求められるのかということフローの設問に答えていただくことにより導き出し、その施設管理権限者の責務等を確認していただく見方の資料となっております。左側がフローになっておりまして、右側に管理権限者の責務を書かせていただいております。

本日は御協議いただく事項が多いため、部会の中で時間をとって資料についての解説や詳細についての御質問をお受けするのは難しいと考えておりますが、参考に提供させていただきます、ご不明な点がございましたら会議後や後日、事務局にお問い合わせください。よ

ろしくお願いいたします。

○玉腰部会長 ありがとうございます。

参考資料1、全体を見るのはなかなか一瞬では難しいと思いますけれども、きょうは他の予定もいろいろありますので、お聞きになりたいことがある場合には、それぞれ事務局に御連絡いただければと思います。

それでは、次に、前回の部会で各団体での受動喫煙防止等の現状の対策についてお尋ねいたしましたけれども、前回欠席された委員の方にもぜひお話をとっております。よろしくお願いいたします。

事務局から御紹介いただけますか。

○事務局（斉藤） 一般社団法人札幌ハイヤー協会、梶重雄委員でございます。梶委員、対策について簡単に3分程度でお話いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○梶委員 まず、第1回目は用事がありまして、欠席いたしまして申し訳ございませんでした。座って御説明させていただきます。

私ども札幌ハイヤー協会なのですが、ハイヤー・タクシー営業をやっておりまして、受動喫煙となれば、やっぱり職員というよりもお客様という形になろうかと思っております。

皆さん御存じのとおり、かつてはタクシーは禁煙ではなかった時代が長くありまして、平成19年にタクシーを禁煙にさせました。平成20年7月にはタクシーを全面禁煙という形で営業をやっており、今年で11年です。皆さんタクシーに乗られてたばこ臭いなど感じられている方はたくさんいらっしゃると思います。多くの苦情をいただいております。私も実は協会に長いこといたわけではなくて、昨年協会に入りまして、1年ちょっとというところなのですが、協会けんぽの方からハイタク業界の喫煙率、この数字を見まして愕然としました。実は私もたばこは吸わないのです。かつては吸っていたのですけれども。男性50.3%、女性34.7%、締めて49.8%。簡単に言えば、ハイタク業界は2人に1人が喫煙者という状況です。

それで、平成30年中にお客様から多くの喫煙に関する苦情、多いか少ないかということなのですが、私には非常に多いと思います。本来、禁煙という形で営業をしておりまして喫煙の苦情がある、これが大きな問題だということで、業界のほうも何とかしなければならぬ。お客様に快適な状況でタクシーを利用していただくためには、やっぱり喫煙率を下げる。もちろんたばこを吸わないことだと。

営業中にたばこを吸わないということで、今年の4月から札幌市の禁煙エリア、いわゆるポイ捨て等防止条例で決められたエリア、ここでの喫煙をしないことを業界内部で宣言いたしました。喫煙したドライバーはペナルティとしまして、札幌市では1,000円の過料をいただくのですけれども、もしそのエリアでたばこを吸ってしまうと協会では独自に5,000円を、お金をとるという形で何とかたばこを吸わないようにしようという取り組みを進めております。

来年4月には、札幌市内の喫煙禁止エリアではなくて、もっと広げた札幌交通圏といった札幌市内の営業の乗り場も含めて、多くの市民の方々に御迷惑をかかるところでたばこは一切吸わないということを業界の中で決めまして、取り組んでいます。

これがお客様に対する対策なのですが、ハイヤー協会の会館は南8条西15丁目にあります。4階建てなのですけれども、老朽化して50年を超えた建物なのですが、職員や店子も含めて100人ぐらいいます。玄関入ってすぐたばこ臭いのです。これも来年の改正健康増進法の関係で何とかしなければならぬということで、進めていかなければならぬということも協会独自で考えているところでございます。

現状はこういうところです。

○事務局（斉藤） ありがとうございます。

それでは、一般社団法人札幌薬剤師会、田畑隆政委員でございます。よろしくお願いたします。

○田畑委員 札幌薬剤師会と申します。第1回目、欠席しまして申しわけありませんでした。

現状の取り組みということだったのですけれども、札幌薬剤師会としては、まだ実は取り組みらしい取り組みはしていないというのが現状でございます。ただ、この間の意見書にも書かせていただいたのですが、札幌薬剤師会としては、各種会員向け、それと一般の市民向けにイベント等を行っておりまして、「薬物乱用防止キャンペーン」というのを毎年サッポロファクトリーでやってございます。出席は1,000人以上の規模ということもあります。また、全国でやっているのですが「薬と健康の週間」というのがありまして、地下歩行空間で主に札幌薬剤師会が実施しているのですが、そこではやっぱり1,000人規模の参加者を得ているということで、宣言が出ましたら、札幌薬剤師会としては全力をもって啓蒙というのですかね、受動喫煙防止の啓発活動に進んでいきたいと思っております。

私からは以上です。

○玉腰部会長 現状をお話いただき、ありがとうございます。

それでは、議題（3）です。大事なところだと思いますが、さっぽろ受動喫煙防止宣言素案について、事務局からまず御説明をお願いいたします。

○事務局（斉藤） 私から、まず、協議の進め方について御説明をさせていただきます。資料1を御用意いただければと思います。

受動喫煙防止宣言素案の協議の進め方ですが、前のホワイトボードにも時間配分等を書かせていただいております。まず資料1の1ページ目で、前回の部会の振り返りをさせていただきたいと思っております。3ページにより前文について説明をさせていただきます。4ページにより宣言の柱となります方針について説明をいたしますので、この方針について見直しが必要な点があるかどうか、皆さんから御意見をいただければと考えております。

続いて、次第の2-(4)宣言に基づく取り組みについての討議についても説明をさせていただきます。この討議につきましては、部会長から活発な意見交換をとお話をいただきましたので、少人数での話し合いの場を設けることといたしました。取り組みの検討につきまして、別室に会場を移しまして、2グループに分かれて討議をしていただきたいと思います。グループ討議が終わりましたら、またこの会場に戻っていただき、グループごとの話し合いの結果を共有したいと考えております。

資料等の説明については、係長の長尾からさせていただきます。

○事務局（長尾） たばこ対策担当係長の長尾です。

資料1の1ページから御説明いたします。

前回の部会では、さっぽろ受動喫煙防止宣言の案を検討いただく前提といたしまして、改正健康増進法や、現在検討が進められております北海道受動喫煙防止条例についてお話しさせていただきましたので、その振り返りとなります。

札幌市の受動喫煙対策につきましては、改正健康増進法が基本となります。法の概要につきましては、1ページの改正健康増進法の部分に書かれているとおりとなっております。

改正健康増進法に上乘せする法規といたしまして、北海道受動喫煙防止条例が現在検討されています。こちらは北海道で有識者による専門部会を設置し、検討中でございます。主な規定としては、1ページの北海道受動喫煙防止条例（仮称）のところに書かれているとおりでございます。

これらを踏まえまして、「さっぽろ受動喫煙防止宣言」を表明するわけですが、私どもはこの宣言を「札幌市が市民・事業者等・関係団体と協力し、市全体として受動喫煙対策への関心を高め、実際の行動へつなげる運動を推進するための指針として表明するもの」と考えております。協力し、一体となって受動喫煙対策を行うためにも、皆様の御意見をいただき、宣言を策定したいと考えております。

また、職場での受動喫煙対策につきましては、参考資料2でお配りしました、厚労省労働基準局作成の「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」で、屋内の受動喫煙防止のため、事業者が実施すべき事項について努力義務が定められております。

続きまして、資料2ページに入ります。

資料2ページが、さっぽろ受動喫煙防止宣言の全体イメージとなります。宣言の構成としては、前文、受動喫煙対策の方針、宣言に基づく取り組みと考えております。

2ページの前文と方針、宣言に基づく取り組みのそれぞれのイメージを大きく表示したものが本日お配りいたしました、資料1-1、資料1-2となっております。上にイメージ1（前文・方針）、イメージ2（宣言に基づく取組）と書かれている資料になります。

続きまして、資料1の3ページの御説明をいたします。

資料1の3ページは、前文についての素案となっております。前文につきましては、札幌市として宣言が目指すところを表現したいと考えております。

素案を解説させていただきます。

1行目、「受動喫煙から全ての人の健康を守るため」についてです。

来札者を含む札幌にいる全ての人が受動喫煙にさらされないことを目指すとともに、喫煙者も非喫煙者も含めて受動喫煙の健康への影響を認識することによって、自らの健康を顧みていただきたいと考えております。

2行目、「とりわけ子どもたちの健康と未来を守るため」についてです。

受動喫煙の健康への影響を受けやすく、自分の環境を選ぶことのできない子どもたちを特に守る必要性についての意識の普及を目指しております。また、子どもたちに受動喫煙を含む喫煙による健康リスクを教え、将来自ら喫煙しない選択ができる環境をつくることによって、次世代、未来に健康をつなぐことを目指しております。

3行目、「札幌市と札幌市民・事業者等・関係団体は」についてです。

宣言は札幌市が行いますが、宣言する主体としては、皆様も包含される形となっております、一体となって受動喫煙対策を推進することを目指しております。

4行目は、「受動喫煙のないまちを目指し」についてです。

札幌市が、市民も来札者も受動喫煙にさらされることなく、快適に過ごせるようなより健康的な都市となることを目指しております。受動喫煙のない札幌の状態を表現できればと思っております、一旦ここでは受動喫煙のないまちという言葉置いておりますが、皆様の中で「〇〇なまち」というようなイメージ的なものがございましたら、御意見いただきたいと考えております。

残り2行になりますが、「以下の方針に基づき、連携協力し行動することを宣言します」についてです。

方針につきましては、この後皆様に御検討いただきますが、方針に基づいて現在は各々が行っている受動喫煙対策の取り組みを連携協力して行うことにより、相互に結びつき、札幌市全体が一丸となって受動喫煙対策を推進することを目指すことを表明します。

前文についての御説明は、以上でございます。

○玉腰部会長 どうもありがとうございました。

これからの受動喫煙防止宣言というのが、まず形としては前文があり、そして方針があって、そこに宣言に基づく取組が続くという構造になっているということ。それから、前文についての御提案をいただいたところですが、前文の中身について、何かもっとうしろしたほうがいいとか、ここは変えたほうがいいとか、御意見があればお願いしたいと思います。どなたからでも、どうぞよろしく願いいたします。

○皆川委員 公募委員の皆川です。

内容ということではないのですが、体裁についての意見です。

まず、前文ですが、一番最初に持ってくる言葉は主語のほうがいいと思います。主語が最初に来たほうがすっきり落ちると思います。それから、受動喫煙という言葉が2回出てくるのですが、これは1回にしたほうが強調できると思います。それから3点目は、要望

というか希望なのですけれども、前文を読んだだけで札幌ということがわかるような言葉を、できれば入れていただきたい。時計台の鐘が鳴るではないですけれども、そのような、前文というのは札幌のものなのだとということがわかれば非常にいいのではないかなと、その3点お願いします。

○玉腰部会長 どうもありがとうございます。

ここでは御意見を伺うということでよろしいでしょうか。

ほかはいかがですか。

○土肥委員 もともと家庭内の受動喫煙では、配偶者の受動喫煙というのが問題になっていて論文も出ていたと思いますけれども、法律の中には配慮せよとは書いてありますが、配偶者に対する配慮も、一言加えたほうがよりよいと思いましたので。

○玉腰部会長 どうもありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

○相内委員 公募委員の相内です。

内容自体ではないのですけれども、前文素案のところにも書いてありますが、札幌市民も国内外からの来札者もと書いてあるので、これを広めていくということであれば、日本語以外に英訳したものとか、必要があればフランス語に訳したものなどもあればいいのではないのかなと、観光にも寄与するものになるのではないかなと思います。

○玉腰部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

○西田委員 言葉尻だけなのですけれども、3行目の「札幌市と札幌市民・事業者等・関係団体は」というところを、例えば「札幌市は受動喫煙のないまちを目指し、以下の方針に基づき札幌市民、事業者等、関係団体と連携協力し行動することを宣言します」というほうが何か落ちつくのかなという、個人的な意見です。

○玉腰部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

先ほど受動喫煙のない「〇〇なまち」みたいなのところが何かあれば入れてほしいという事務局からの御要望もありましたけれども、皆川委員のほうからは札幌だとすぐわかるような言葉がないかしらというお話もありました。何か皆さんのほうから、ここでイメージが何かで出していただけるものがあればと思いますが、いかがですか。

そこは、また後から思いついたらいただくことにして、私としては、表に出すのがいいのかどうかかわからないのですけれども、喫煙者も非喫煙者も協力してみたいなものが入ってもいいのかなというふうに思います。どっちかだけが苦勞するとか、どっちかだけが頑張るとかではなくて、市民全員がということはそういうことなのですけれども、その部分が「連携協力し」は、文書だけ読むと、市と札幌市民、事業者等、関係団体が協力するということになっていますけれども、そのところで喫煙者も非喫煙者もともに考えて行動するのだというものがあってもいいような気はいたしました。意見として述べさせていた

できます。

そのほか、委員の皆様からいかがでしょうか。

結局、頭から決めていっても最後決まったら、また頭を見直さなければみたいなこともあると思いますので、何かあれば戻りたいと思います。先に進めさせていただきます。

それでは、今の部分はまた事務局で御検討いただくことにいたしまして、次の部分ですね。説明をお願いいたします。

○事務局（長尾） それでは、資料1、4ページをごらんください。

4ページは、札幌市の受動喫煙対策の柱となる宣言の方針になります。素案として五つ挙げております。また前回部会の資料4の素案から一部文言を見直しております。

方針の一つ目は、「受動喫煙の健康への影響を認識し共有する」です。

前回部会の素案では、「受動喫煙の健康影響を理解し、受動喫煙をなくすようにする」としておりましたが、「理解する」市民の立場と「理解させる」行政・保健医療機関のような構造になるのではないかと考え、「認識を共有する」という表現に改めております。また、前文で受動喫煙がない状態を目指すことをうたうことから、方針でも「受動喫煙をなくす」と書きますと重複しますので、削除した形に改めております。

考え方としましては、喫煙者も非喫煙者も受動喫煙の健康への影響を認識し、共有する必要があること。そのためには、行政や保健医療機関などの関係団体が知識の普及啓発をする必要があること。また、子どもたちがたばこによる健康への影響を学ぶ環境をつくる必要があることを包含しております。

二つ目は、「胎児を含む20歳未満の子どもたちを受動喫煙から守る」です。

前文の内容とも重複しますが、受動喫煙の健康への影響が大きく、自らの環境を選ぶことができない子どもたちを守ることが重要と考え、受動喫煙が生じる環境から遠ざけるために、喫煙できる場所に立ち入らせないこと、子どもの近くで喫煙しないことを挙げております。

三つ目は、「労働者を働く場所での受動喫煙から守る」です。

こちらも前回部会では「従業員を受動喫煙から守る」としていましたが、「従業員」という言葉を、職場における受動喫煙防止のガイドラインの表現に合わせ、「労働者」に改め、「働く場所での」という場所を示す言葉を入れております。

働く場所で受動喫煙が生じて、労働者は自由にその場を離れるなどの行動をとることは難しいと考えます。自分の意思で受動喫煙を回避できない状態が長時間続く場合もありますので、事業者等が受動喫煙を防止するルールをつくり、労働者の中には喫煙者も非喫煙者もいらっしゃいますので、お互いを尊重し、協力して受動喫煙を防止する必要があると考えます。

四つ目は、「札幌市を訪れる人を受動喫煙から守り、きれいな空気でもてなす」です。

こちらも、前回の部会での素案では「また来たいと思えるまちにする」としておりましたが、今回は「きれいな空気でもてなす」に表現を改めております。

先進国では、屋内は完全に禁煙としているところが多く、そのような国からいらした方から飲食店内で自由に喫煙できる環境について驚いたという意見が寄せられることがあります。そのような国の方ばかりではないとは思いますが、受動喫煙が生じることによって札幌市へのイメージが悪くなることは非常に残念なことと思います。札幌を訪れる人が、標識などにより受動喫煙にさらされない飲食店等を自分で選ぶことができるよう環境の整備を行うことは、同時におもてなしの気持ちの表現にもなると考えます。また、市民にとっても喫煙環境の表示により、喫煙者は喫煙できる店を選び、子ども連れの方などは禁煙の店を選ぶことができるようになりますと、すみ分けができてお互いが快適に過ごせる環境に近づくことになると考えます。

五つ目は、「禁煙したい人を支援する」です。

これは、喫煙者を無理に禁煙させようとする意図ではありません。禁煙したいという人がいた場合に、行政や関係機関は禁煙に関する情報提供や相談支援を行うこと、また、身近な人、家族や友人、同僚は、禁煙が継続できるように励まし、協力しましょうというものです。

この素案につきましては、方針として挙げる事柄の要素となりますので、最終的に宣言文に記載する際には、文言を整理する形となります。整理した後のイメージは、資料1-1となります。

御説明は、以上でございます。

○玉腰部会長 ありがとうございます。今、方針の素案について御説明いただきましたけれども、括弧の中は、こういう理由で設定したというものであって、実際には資料1-1にあるように括弧が外れた形で出てくるということによろしいですか。ありがとうございます。

それでは、今御説明いただきました方針の素案につきまして、委員の皆様からお気づきの点があれば、ぜひお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○高橋委員 明確な意見ではないのですが、これは素案ではありますが、この文章の順番は何らかの重要度などと関係あるのでしょうか。内容というよりは、細かいことではありますけれども。

○玉腰部会長 事務局のほうから、その点いかがですか。

○事務局（齊藤） 前回の素案で示した順番になりますけれども、最初に受動喫煙をなくすということ、胎児、子ども、従業員の方、さらに札幌市の特徴として観光などで訪れる方に特に配慮する、そういった環境をつくることによって市民にとってもいい環境になるのではないかという流れと、最後は、本当に禁煙したいという方がいらっしゃったら受動喫煙ということだけではなく禁煙支援ということについても盛り込んだという形になっております。

○高橋委員 捉え方の問題だと思いますが、札幌というまちのことなので、4番はもう少し前のほうに来てもいいのかなとか。これは捉え方の問題なので、後でまた検討い

ただければと思います。

○玉腰部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

○皆川委員 方針の3なのですけれども、資料1-1の並びを見てみると文頭が全部「私たちは」ということで、非常に見た目にはいいのですが、具体的の方針の中身を考えたときに、方針3の主語は「事業者は」にすべきではないかと思います。そうした上で、健康を守るということではなくて、受動喫煙をなくすというところまで書き込んだほうが方針の3はいいのではないかなと思います。

○玉腰部会長 どうもありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

○西田委員 こういう宣言ですと文体を統一されたほうが、例えば「守る」で最後終わっているのであれば、全部「守る」で終わらせられたらすばらしいのかなと、読んでいて思います。例えば1番は思いつかないのですけれども、5番でしたら、禁煙したい人を支援・守るとか、そんな形で、守ると統一するといいい文体になるのかなと思います。もう一つは、3番の労働者について、労働者だけを取り上げていいのかと、そこは少し疑問があります。先ほど副部長も言われたように、配偶者とか家族とかもあると思いますので、ここで労働者だけを取り上げるというのはどうなのかなということをし少し思いました。

以上です。

○玉腰部会長 ありがとうございます。その点については、事務局から何か御意見ありますか。労働者だけを取り上げていることについてですね。

○事務局（斉藤） 資料でもお配りをさせていただきました、「職場における受動喫煙防止ガイドライン」で、事業者の努力義務規定が示されています。働いている環境の方というのは、もし受動喫煙にさらされるようなことがあってもなかなか避けることができないということがあるので特に配慮する。自分の意志で自由に環境を変えることができないということもあり、また喫煙者の方もいらっしゃるもので、そこは共生をしながら、受動喫煙にさらされないような環境整備というのができたらいいのではないかと考えて、労働者を取り上げたいと考えております。

配偶者ですとか家族の方も、家庭内で喫煙をされる方がいると受動喫煙にさらされるということになると思います。なかなか読み取りは難しいところなのだと思いますが、札幌市を観光で訪れるという方にとっても、受動喫煙にさらされないような環境整備をすることによって、市民にとっても快適な環境になるのではないかと考えましたので、方針の中には家族ですとか配偶者といった表現は特に盛り込んではいない形で提案をさせていただきました。

いただいた意見は、御参考にさせていただきたいと思います。

○玉腰部会長 お願いします。

そのほかいかがでしょうか。

○森田委員 さっきも出ましたが、方針は全部「私たちは」から始まっていますよね。前文を「札幌市民は受動喫煙の健康への」としたほうが、全員に当てはまるのではないかと思うのですよね。そうすればその下は私たちでもいいかなと。3番目は「事業者は労働者を働く場所から」とした方がいい。文頭を「私たち」に全部そろえたために、何か後の文面がつながってこないような感じがするので、その辺を変えると、5番目も「私たちは」というよりは「喫煙者は禁煙したい人を」とか、何か変えたほうがいいのではないかと。そろえるのもきれいなものかもしれないけれども、どうでしょう。

○田畑委員 イメージの話をしてもいいですか。それは、前文にもつながることなのだと思いますけれども、例えば前文の真ん中に、札幌市民・事業者・関係団体と出てきます。次の方針素案でもこういう事業者とか労働者という名前が出てきていて、前文でいうところの連携協力というのは、まさにそこを指しているわけですよね。受動喫煙を防止するのだと。それは共生社会の実現だと僕は思っていて、例えば性差もそうでしょうし、たばこを吸う人も吸わない人もそうでしょうし、もっと言うと、お酒を飲む人も飲まない人もそうでしょうし、車を運転する人も運転しない人もそうでしょうし、全ての社会が共生していくのだと、これは美しい話ですよね。最終的にそういうところを目指していくのかなと。そうすると、法律で事業者はこうしなければいけないとか、労働者はこういう権利があるとか言ってしまうと、何とかな、少し違ってきてしまうような。でも、最初の括弧（考え方）以外のところはちょっと柔らかいところを言っていたりして、一方で他の括弧の中は事業者とか、そういう言葉が入ってきたり、もっとどっちかはっきりとか、イメージ、コンセプトを、はっきりしたほうが僕はいいのかなと。さっき部会長もおっしゃっていたけれども、共生社会の実現ですよね。そこが一番僕は大事だと思っています。この間も意見を書いたのですけれども、そこを私は強調していただきたいかなと。たばこだけに限らないと思っています。

以上です。

○玉腰部会長 どうもありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

○土肥委員 今回の場合は、防止宣言ということで、声を合わせてみんな同じ考えでこういうふうに宣言するという意味で、前文のところに札幌市と札幌市民・事業者等・関係団体と。直接やるのは、事業者が労働者を守るのかもしれませんが、関係団体もいろいろなところから働きかけられたり、医師でも産業医という形で働きかけがあったりして、そこが全体一致して同じ方向に進むという意味では、「私たち」という書き方はマッチしているのではないかなと僕は思いました。

以上です。

○玉腰部会長 ありがとうございます。いろいろな読み方がどうしてもできる文章になっているのだと思いますが、そのほかいかがでしょうか。

具体的な立場を具体的に行動できる人たちのところまで話を落とし込むのか、もう少し

ふわっとした形に納めて、多分次に出てくる取り組みところでもう少し具体的なところを読んでいくのかということにも関わってくるのかなと思います。

ここで決定するということではありませんけれども、皆さんからいろいろな意見をいただければ、事務局も多面的に検討できるのではないかと思います。これだけの人数でこれだけ意見が出るということは、市民が読んだら、もうとり方いろいろということですから、皆さんが感じられたことを教えていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○宮崎委員 私自身は、やっぱり受動喫煙防止をもっと推進するためには、具体的な行動に落ちないと、概念だけではだめではないかなというふうに思います。具体的な誰がというところは前文のところに書いてあり、それぞれがみんな、この立場でこの内容を考えて進めるのだという意味では、この形がそんなに違和感はなく、「私たちは」という表現は、主語はみんな私たちなのだという考えでいけば、言っていることがすごく伝わりやすいなというふうに思います。共生というのは基本の考え方なので、もうちょっとやっぱり具体的なところがあったほうが私はいいと思いました。

○玉腰部会長 そのほかいかがでしょうか。

恐らく具体的なのところでは、この続きの次の取り組みのところの話に進んでいくともう少しははっきりしてくると思いますので、この後そちらを見たいと思います。その前に、全体の組み立てとして、この五つの柱を出していただいています、その内容について何かまだ追加で御意見があればお聞きしておきたいと思います。いかがでしょうか。

私が気になっているのは、何で外から来た人だけきれいな空気でもてなすということかなと。他の人たちだって、みんなきれいな空気が必要なのに、他の方針はみんな守りますと言っておいて、そこだけきれいな空気でもてなしますというのだったら、ほかのところも守り何とかしますと言ったらいいのにと。それこそイメージですけれどもお伝えしておきます。

ほかいかがですか。そんなようなことでも何でもいいのですけれども、皆さん何かあれば。

○島口委員 関係団体とあるのですけれども、どこなのでしょうね。関係していなかったらいいのかということだと、私は関係ないよと言われたら困るので、諸団体とかいろいろ含められるような、そういう言い方がいいのでは。

○玉腰部会長 お願いします。

○事務局（齊藤） 事業者等としている部分と関係団体という書き方をされていて、関係団体は、島口委員でいえば商店街振興組合といったようなところ、例えば医師会、薬剤師会、歯科医師会等々についてもそうですし、そういったところは一旦関係団体という形で言葉としてまとめています。事業者等という考えについては、労働基準法でいうと労働者がいるところとなるとと思いますが、家族経営といったところは事業者という形にならないという見方もあるので、そこも包括する意味で「等」をつけているということになります。

す。

多分、御意見のようにわかりづらい部分があるかと思うので、実際宣言という形で出すときには脚注なのか、ガイドラインなどにまとめるとしたときには、こういった意味を指しますというようなことは明記をする必要があると事務局としても感じているところです。

○玉腰部会長 ここはわかりにくいですよ。関係団体という単語なのでしょうけれども、自分と関係する団体というような見え方もありますし、関係する人たちが集まっている団体というような見え方もあると思うのです。何かいい言葉がもしあれば、きちんと明確に使えればと思います。

○島口委員 本来であれば町内会などの団体もあるので、そういうところも網羅するべき話であるならば、文言をちょっとうまく考えたほうがいいのかと思いますね。

○宮崎委員 事業者に匹敵するものだったら、施設の管理者とか、具体的な感じで書いたほうがいいのか。関係団体って確かに広すぎなのですからけれども、いろいろな施設の管理者みたいなところがいいのかと思ったのと、あと、家庭でも子どもの受動喫煙がという話があったのですけれども、保護者とかも入れたほうがいいのか。保護者の立場でというか、どれも市民なのですからけれども、保護者がどう子どもを守るかというのは、すごく大事のかなと思って、そこを強調したほうがいいのかとちょっと思いました。

○玉腰部会長 ありがとうございます。

○田畑委員 多分、市民なのですよ。事業者とか何とかではなくて市民、シチズンですよ。恐らくそこが最も強調するべきで、最も大切なところですよ。言葉としては。

○玉腰部会長 そうですね。これは、この宣言は市民がする宣言ではなくて札幌市がする宣言ですか。

○事務局（斉藤） 札幌市という行政のことという意味ではなく、市民を含めオール札幌という関係団体、事業者等皆さん方ということです。

○玉腰部会長 でも、最初に「札幌市と」と書いてありますよね。もしかすると、札幌市民は何か何とか何とかそれぞれの立場でみたいな、何かいろいろな具体的なものがあるという作り方もあるかもしれないですね。

今言われたように、みんな市民としてなのだけでも、その中でも事業者であるときの対応だとか保護者としての対応だとか、あるいは逆に吸う人としての立場とか、そういうことを全部入れたような形でいう。「札幌市と」というのは行政を指している言葉ではないのだとすると、むしろ初めから「札幌市民は」として、何か立場を変えていくというやり方もあるかもしれないですね。

○事務局（斉藤） 私ども行政だけが考えて、行政としてというだけではなく、皆さんと考えたものを行政が代表していろいろなところに御協力をいただきながら周知をするという意味で、札幌市という言葉の中には行政だけではなく、皆さんと一体となつてと考えています。

○玉腰部会長 だから、それぞれ札幌市民として行政の方もということなのでしょうし、行政の方は札幌市民ではなくてももちろん頑張ってもらわなくてはいけないですけども、でもちょっとそのつくりがもしかすると見え方があるかもしれないと思いました。そのほかいかがでしょうか。

○森田委員 前文についてです。「健康を守るため」と「とりわけ子どもたちの健康と未来を守るため」、この「ため」が二つ出てくるので、ここはやっぱり「未来を守るため」ではなくて、「守り」のほうがどうだろうかなど。言葉として「ため」が二つ並ぶよりは。

それと、さっきの話の札幌市と札幌市民ということについて。やっぱり札幌市民だったら全員ですから、この事業者・関係団体も全部札幌市民なので、「札幌市民」だけでここは切ったほうが良いと思います。

○玉腰部会長 ありがとうございます。最初に、前文のそもそもの文章の構成の話もありましたので、それも踏まえて、また事務局で検討いただければと思います。

豊田委員、どうぞ。

○豊田委員 やっぱり、見たときにわかりやすいというのがすごく大事だと思うのですね。だから、2番目の胎児を含むとか労働者というのはすごく見た人がわかりやすいと思います。それと私、前回配られた山形の受動喫煙のところ、1番目の「誰もがきれいな空気で快適に過ごせるよう受動喫煙をなくします」という文言、この「なくします」というところがすごくわかりやすいと思っていたのですね。この「誰もが」というところも、札幌市を訪れる人だけではなくて、市民もみんなだと思っているので、その文言が入っていると、物凄くわかりやすいのかなというふうに思いました。

○玉腰部会長 ありがとうございます。山形県の宣言にあり、この間はあったのが、逆に消えちゃったということですね。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

○高橋委員 もうほとんど意見が出尽くしているところだと思いますけれども、やはり簡潔に市民に周知するということが必要だと思いますから、余り細かい条件について説明をしなくてもいいのかなと思うのです。最初の森田委員の言われたような「ため」が二つ重なっているというの、その下で五つにもう説明がしてあるので、ここは全ての人の健康を守るということで、ほかの条文のところは説明は細かくしなくてもいいのかなと思いました。

あと一つ、私の個人的な意見ですけども、4ページ目の五つの文章の中で、大体市民の健康を守るとか、そういうようなことになっているのですけれども、2番目だけ「20歳未満の」という細かい数字の条件が出てきています。ただ、「未成年」という言い方をすると、今後この先5年後10年後に成人という扱いがどうなるのかという問題も出てくるので難しいと思うのですけれども、ここだけ数字で明確に条件づけられているというのが、全体を通して見たときにちょっと個人的には違和感があって、20という数というよ

りもっと別な表現があれば、全体としてはいいのかなと個人的な意見ではあります。

○玉腰部会長 ありがとうございます。

○梶委員 全体的に宣言はシンプルなほうがいいのではないかなと。皆さんそういう御意見が多く、私もそう思います。申し訳ないのですけれども、役所用語というのですかね、関係団体だとか、事業者だとか労働者という言葉も出てくるのですけれども、やっぱり小さなお子様からお年寄りまですんなり入ってくるような宣言がじっくり落ちつくのではないかなと。その後の方針だとか取り組みだとかが具体的に becoming というか、シンプルがだんだん細かくなっていく、そういうようなほうがいいのではないかと。

札幌市民憲章もそうですよね。長年ああいうのを見ていて、よく考えられてつくられたなと思いますので、事務局の方にも広い意味でいろいろな階層の方がじっくり入ってくるような形をもう一度考えていただきたいなと思います。

○玉腰部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

○田畑委員 私もシンプルなほうがいいと思います。札幌薬剤師会として、この宣言が出れば、自分たちの職能として強力に推進していきたいと思っています。私はその担当の部署にいるものですから、今そう思っていますが、推進していくこの宣言は、恐らくみこしなのですね、お祭りでいうと。みこしはきれいなほうがいい。誤解されるような難しい言葉なんか使わないで、きれいなもの。そして、担ぐ者が一生懸命担げばいいと私は思います。そのぐらい簡単なほうがわかりやすいのかなと思います。

○玉腰部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○皆川委員 ちょっと質問なのですけれども、さっぼろ受動喫煙防止宣言というのは、制定して世の中に出ていくときに、後から討議されます取り組みとセットで出ていくのでしょうか。それとも、宣言だけ単体でということもあり得るということでしょうか。その辺を教えてください。

○玉腰部会長 事務局いかがですか？

○事務局（齊藤） 基本的には、宣言は、これから検討いただく取り組みとともに出ていくものを想定しておりますけれども、それ以外にもイメージ1のような段階で出ることもあり得ると想定をしています。

○玉腰部会長 できたものの全体はあるけれども、その一つ前文だけ取り上げてとか、前文と方針でどこかに掲げられることがあるということでもよろしいですか？

頭を書いたら、きれいな空気とかなんかなるような、いい文章があるといいなと今思っていたのですけれども。狭いところに張っても見えるみたいな。ごめんなさい、思いつきですが、済みません。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、一通り御意見を伺ったということで、また何かあれば戻りますが、スケジュール

的には、この後具体的なところのお話をしてそれを持ち寄った後、部会としては、その次が一応最後の予定ということですので、思いついたことがあれば、なるべくその都度口にしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の議題の（４）宣言に基づく取り組みについてということで、今回はなるべく皆さんの御意見を皆さんから頂戴したいと思ひましてグループ討議をお願いしております。２グループに分けますけれども、進行役としては、一方は私が、もう一方は事務局をお願いをするということで秋野部長をお願いをしているところになります。

では、事務局からまず説明をお願いできますでしょうか。

○事務局（齊藤） 委員の皆様には前回宿題を申し上げまして、宣言に基づく取り組み、実際の行動についてたくさん御意見をいただきました。お忙しい中、誠にありがとうございました。

資料２、資料１－２を御用意いただければと思います。

資料２につきましては、いただきました御意見について一旦事務局で示させていただいた方針ごとに集約しまとめております。意見の後ろのほうに方針番号を書かせていただいております。一部今回の宣言に関して、方針として分類できなかったものについては、後半にその理由の説明とともに掲載させていただきましたので、御確認ください。

資料２のとおり、いただきました具体的な行動の御意見を、宣言の中では資料１－２のとおりさまざな人が共有できる表現として記載することを考えております。

今回のグループ討議の中では、皆様さまざな具体的な行動があるかと思ひますけれども、多くの方がそれを見たときに自分はこういう行動をとればいいのだなと考えられるような取組の内容を御討議いただければと考えております。

この後、討議を８時１０分まで予定しております。グループ名簿は、次第の裏にございます。市民公募委員の方がそれぞれのグループに１人ずつ入る形となっております。

進め方は、各グループの進行役を玉腰部会長と秋野部長をお願いしておりますので、各お部屋に移りましたら、進行役の指示に従って御討議をいただければと思います。

なお、別室での討議は非公開となりますので、傍聴の方は入室をお控えください。随行者は一緒に来ていただいて構いません。

では、よろしく願いいたします。

（グループ討議）

○玉腰部会長 お疲れさまでした。各グループでいろいろお話いただいたことと思ひますけれども、それを共有させていただければと思います。

まず、１グループのほうでどのようなお話が出たか、お願いいたします。

○事務局（秋野） では、１グループのほうの議論の様子をかいつまんで御報告させていただきます。

さまざな意見、各委員からの忌憚のない貴重な御意見をいただいたのですが、大きく幾つか主なものをご紹介させていただくと、先ほどの前半の議論にもあったのですが、配

偶者の問題、家庭や家族について、子どももとても大事なのですが、家庭、家族の受動喫煙をしっかり減らして守っていくというフレーズがあってもいいのではないかというような御発言があったところです。

それから、もう一つ、受動喫煙の取り組みが進んでいくことで、たばこを吸われる方が吸える場所がなくなってしまって、結局歩きたばこをしたり公園に行って吸われるという状況になってしまうことで、公園は公園で子どもたちがたくさんいるような場ですから、公園についての話も取組の中にあってもいいのではないかというご意見と、歩きたばこも含めて、たばこを吸われる方のマナーやルール、飲食店とか事業所の中で決められたルールを守って、そのルールの中で吸えるような環境があればいいのではないかと、そういった御意見もあったところです。

あと、これは方針1の一番下に「啓発資材を作成し」と既に書かれているのですが、この啓発資材が非常に重要だという御意見があったところです。行政のほうで市民向け、あるいは飲食店向けの啓発資材をつくってもらえたら、それぞれの団体でその資材を市民や関係者の方に行政と協力して普及啓発できるので、これをしっかりやってもらいたいという御意見がありました。

また、学校教育の重要性も非常に御意見があったところです。先ほどの家庭での受動喫煙の話なのですが、子どもから「パパ、たばこ吸うのをやめてほしい」という話に関連し、子どもから言われるとお父さんが禁煙に成功したとか、学校教育というのは子どもがたばこを吸わないだけではなくて、保護者のお父さんお母さんの禁煙を促すというような効果もあるので、学校教育は今5年生6年生でやっているみたいだけれども、もっと早くてもいいのではないかと、そういった内容でした。

禁煙外来の受診勧奨についてです。方針5の一番下に禁煙外来の受診勧奨という表現があるのですが、これは言葉としてちょっときついかもかもしれないと。それはやはりたばこを吸っている方がたばこをやめなければいけないという、メッセージにならないように、ここをもう少し配慮してもらいたいという御意見もあったところです。

主な御意見は以上です。私が説明し忘れたところがあれば、各委員の方から御発言いただければと思います。

○玉腰部会長 ありがとうございます。

それでは、こちらのグループの報告をさせていただいてから、足りないところをそれぞれのグループの中で補っていただきたいと思います。

私たちのほうのグループでは、全体の話として、一つは海外にきちんとこういう取組を発信したほうがいだろうということで、英語はもちろんでしょうけれども、ほかの言語でも見せていったほうがいだろうということ。もう一つ全体の話でいうと、受動喫煙というのが、いわゆる紙巻きたばこだけではなく加熱式のたばこからもあるのだというようなことについて、少しわかるような表現があったほうがいいのではないかという意見がありました。

その次に大きな話ですけれども、先ほどもここで出ていた共生社会というのがやはり一つのキーワードだろうということで、たばこを吸っている方が吸える環境を全てなくしてしまうということ自体はいろいろ問題があるというか、そういう進め方というのは難しいのではないかということで、一つは、方針の2のところイベントの話がありますけれども、そういった公園などで行われるイベントについては、例えば分煙をきちんと進めましょうといったような指導をして、吸える環境もつくりながらやっていく必要があるのではないかという意見がありました。

それから、同じように分煙ということになりますけれども、単にイベントだけではなくて、まちなかで吸える場所というのもきちんと確保する必要があるだろうと。受動喫煙にならないような吸い方ができる場所というのをつくる必要があるだろうけれども、今の取り組みの中にそれをつくり出すとは言えないでしょうけれども、もっと検討していくということは一つ大事だろうということがありました。

お店について喫煙可と禁煙というものの表示というのがありますけれども、逆に宣伝のほうについては、たばこを吸える店であるということを言わなければいけないとなってますが、これに関しても喫煙環境、吸えるか吸えないかということ伝えるような必要があるのではないかということで、共通のマークをつくりそれをあちこちでつかうことで、さらに周知が進むだろうというお話がありました。

先ほど禁煙外来の受診勧奨というところがありましたけれども、禁煙ができるようにという支援については、行政としては子育て世帯向けに支援をしているという話を聞きましたが、行政、あるいは「けんぽ組合」が取り組むようなことが必要であって、そういった取り組みをする「けんぽ」（保険者）がふえるというような取組ということもあり得るのではないかなということが出ていました。

あとは、先ほどもちょっと言いました加熱式たばこのことについては、まだこれからわかってくるのがどんどんあるでしょうから、新しい情報というのをきちんとわかりやすく周知していくという取り組みも重要であろうということだったかと思います。

こちらでも家庭内でもという話も当然出ていました。

私のほうからは、御報告は以上です。

今、秋野部長、それから私のほうからかいつまんで報告いたしましたけれども、それぞれのグループの中でのお話で、もう少しこういったこともあったよとか、あるいは言い忘れたけれどもつけ加えておきたいよということがあれば、皆さんのほうからお願いできればと思います。いかがでしょうか。

○宮崎委員 3次喫煙の害のことも出ていたと思います。

○玉腰部会長 そうですか。それは、むしろ認識を共有しようというところでしょうか。わかりました。周知していくというか、みんなでわかっていこうということですね。

そのほかいかがですか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、今のグループ討議、それからその前にいろいろいただいた御意見、そういっ

たものを事務局のほうで検討していただきまして次回、なかなか大変なお仕事になるかと思えますけれども、まとめてまた提案していただければと思います。

また、委員の皆様におかれましては、今日言い足りなかったとか、後から気がついたということがあれば、できれば1週間以内ぐらいがいいかと思えますけれども、事務局にお伝えいただければと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

3. その他

○玉腰部会長 それでは、3番その他というのがありますけれども、全体を通して何か御意見などありますでしょうか。委員の皆様からよろしいですか。事務局から何かありますか。

○事務局（斉藤） 次回のスケジュールをお伝えさせていただきます。

既に御案内をしておりますが、10月1日火曜日第3回目の部会を行います。その中で、部会として宣言案としての御意見をまとめていただきます。その御意見を市の関係部局などとまた検討いたしまして、市として宣言の策定という形になります。

次回の部会の会場ですが、今までこちら大会議室2階を使っておりましたが、今回は5階の講堂が会場になります。御案内もいたしますが、場所をお間違えないようにいらしていただきますようよろしくお願いをいたします。

以上です。

○玉腰部会長 ありがとうございます。

そのほかよろしいでしょうか。

では、これで今日は議事を終了したいと思います。皆さん集中して御協力いただき、どうもありがとうございました。

進行を事務局のほうにお返ししたいと思います。

○事務局（斉藤） 玉腰部会長、円滑な議事進行をありがとうございます。また、部会の皆様にはたくさんの御意見をいただきましてありがとうございました。事務局のほうで検討させていただき、次回提案をさせていただきたいと思います。

4. 閉 会

○事務局（斉藤） それでは、これをもちまして、本日の受動喫煙対策部会を終了させていただきます。

長時間にわたりまして、誠にありがとうございました。